

世田谷区告示第241号

世田谷区区政情報センター及び各総合支所区政情報コーナーにおける刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社

(2) 所在地 世田谷区世田谷一丁目23番2号

2 委託した歳入等

刊行物等の売払代金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで